



各位

平成 25 年 5 月 23 日

会 社 名 株式会社スペースシャワーネットワーク
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 英明
(J A S D A Q コード番号 : 4 8 3 8)
問 い 合 わ せ 先 取締役 長谷川 裕朗
T E L : 0 3 - 3 5 8 5 - 3 2 4 2

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、同取締役会において「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 19 期定時株主総会における定款の一部変更案の承認を条件としております。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日(月)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 5 月 23 日(木)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

株式の分割前の発行済株式総数 106,908 株

株式の分割により増加する株式数 10,583,892 株

株式の分割後の発行済株式総数 10,690,800 株

株式の分割後の発行可能株式総数 35,200,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 9 月 13 日 (金)
基準日 平成 25 年 9 月 30 日 (月)
効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(参考)平成 25 年 9 月 26 日 (木)をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日 (火)をもって次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

(2) 変更の内容

発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 5 条 (発行可能株式総数) を変更するものであります。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、定款第 6 条 (単元株式数) を新設するものであります。

単元株制度の採用にともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 7 条 (単元未満株式についての権利) を新設するものであります。

その他、条文の新設に伴い必要となる条数繰り下げを行うものであります。

上記 ~ の効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>352,000</u> 株 とする。 新設	第 2 章 株式 第 5 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,200,000</u> 株 とする。 第 6 条 (単元株式数) <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>

現行定款	変更案
新設	<p><u>第7条（单元未満株式についての権利）</u> <u>当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>（1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>（2） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>（3） 次条に定める請求をする権利</u></p>
新設	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第5条の変更、第6条及び第7条の新設、並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条及び本条は、平成25年10月1日まで有効とし、平成25年10月1日をもって本附則第1条及び第2条を削除する。</u></p>

5. 配当予想の修正

平成25年10月1日（火）を効力発生日として当社普通株式1株を100株に分割する事に伴い、1株当たりの配当予想を、平成25年4月25日（木）に公表した「平成25年3月期 決算短信」に記載の予想金額から以下のとおり修正いたします。（すでに公表している株式分割前の1株当たり配当予想額を、今回の株式分割の割合で除した修正額であり、配当予想に実質的な変更はありません。）

基準日	1株当たり配当金				年間合計
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	
前回公表の予想 （平成25年4月25日）		00円00銭		875円00銭	875円00銭
今回予想 （株式分割後の調整額）		00円00銭		8円75銭	8円75銭

以上